

福医国発第 67 号

平成 16 年 7 月 12 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師国民健康保険組合

理事長 竹 嶋 康 弘



被保険者の市町村民税課税標準額の調査について

このたび、厚生労働省において別紙のとおり国民健康保険組合被保険者の市町村民税課税標準額の調査が行なわれることとなりました。

この調査は国保組合に対する国庫補助金の算定に当たって極めて重要な調査であります。

調査は国で定めた一定の方法によって、組合員（甲種組合員、乙種組合員）の中から県国保・援護課において抽出し、その抽出された組合員及び家族について平成 16 年度の市町村民税課税標準額を調査するものです。

この調査には、市町村民税納税通知書の写しか特別徴収税通知書の写し、又は市町村長の証明を添付することになっておりますが、これらの手続きを行うことは、非常に煩瑣で、かつ、正確さを欠く恐れがありますので、当組合で調査対象組合員の委任を得た上で、居住の市町村に対し、その課税標準額の調査を依頼し証明してもらうという方法で行うことといたしました。

つきましては、調査対象組合員には別紙のとおり、当組合から直接委任状の送付方をお願いいたしておりますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力並びにご高配賜りますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



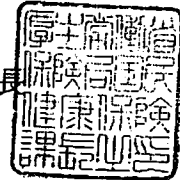
保国発第0507003号

平成16年5月7日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長



国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定
による市町村民税の課税標準額の調査について

標記について、国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）の被保険者に係る所得の状況を把握するため、別添「国民健康保険組合被保険者課税標準額調査要領」（以下「調査要領」という。）に基づき調査を行うこととしたので通知する。

この調査は、今後の国保組合に対する国庫補助の算定の在り方を検討するに当たって極めて重要な調査であることから、国庫補助の算定基礎となりうる適切な調査が行われるよう、調査の実施に当たっては下記の事項に留意の上、この調査の趣旨を貴管内国保組合に十分周知徹底を図り、当該国保組合の被保険者の協力を得て、調査の報告に遺憾なきよう取り計らい願いたい。

記

1. 調査の目的

昨年、医療保険制度の体系の在り方に関する今後の改革の基本方針が定められ、国保組合については市町村国保との財政力の均衡を図る観点から、国庫助成の在り方の見直しを行うこととされたところであり、この国庫助成の見直しを行うに当たっては、各国保組合の財政力を適切に把握する必要があるため、この調査を実施するものである。

2. 調査する事項

調査要領に基づき系統的に抽出された国保組合の組合員とその家族（当該国保組合の被保険者に限る。）の平成16年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。）に係る同法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに次に掲げる他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額（以下「課税標準額」という。）の調査を行うものである。



[他の所得と区分して計算される所得の金額]

- ① 地方税法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
- ② 地方税法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額
- ③ 地方税法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した残額に相当する金額
- ④ 地方税法附則第35条の2第10項において準用する同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得の金額（同法附則第35条の2の6第7項において準用する同条第1項又は同法附則第35条の3第12項において準用する同条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）
- ⑤ 地方税法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）

3. 調査に当たっての事務処理

- (1) 課税標準額について、国保組合の組合員又はその代理人が所得を証明する書類（住民税課税証明書等）の交付を市町村に求めた場合には、その交付の事務処理が円滑に行われるよう、貴都道府県内市町村に対し周知を図られたいこと。
なお、この取扱いについては、総務省と協議済であること。
- (2) 課税標準額に関する証明に係る市町村の手数料については、調査の公的性格に鑑み、市町村において条例等による減免の措置を講じていただきたいと考えているので、市町村に対しこの旨の周知をお願いしたいこと。
- (3) 調査要領にある「組合員名簿」について、国保組合から国民健康保険団体連合会の保険者事務共同電算による作成要望等があった場合、貴管内国民健康保険団体連合会の協力が得られるよう取り計らい願いたいこと。
- (4) 当該調査に当たっては、国保組合の組合員とその家族の市町村民税に係る課税標準額という個人情報を取扱うこととなるので、個人情報の漏えい等が生じないよう、その適正な管理に万全を期さなければならないこと。

福医国発第53号

平成16年7月1日

調査対象者各位 殿

福岡県医師国民健康保険組合
理事長 竹 嶋 康



市町村民税課税標準額の調査について（お願い）

この度、厚生労働省において国民健康保険組合被保険者の所得（地方税法の規定による市町村民税の課税標準額）調査が行なわれることとなりました。

この調査は国保組合に対する国庫補助金の算定に当たって極めて重要な調査であります。

調査は国で定めた一定の方法により、組合員（甲種組合員、乙種組合員）の中から、県国保・援護課において抽出され、その抽出された組合員及びその家族について、平成16年度分の市町村民税課税標準額を調査するものであり、貴殿がその調査対象者に選定されました。

この調査には、市町村民税通知書の写し、或は特別徴収税通知書の写し、または、市町村長の証明を添付することになっておりますが、これらの手続きをお願いすることはご多様中誠に煩瑣に存じますので、貴殿（家族がおられる場合は、その家族毎）の委任状を得て、当組合で居住の市町村に対し市町村民税課税標準額を調査、証明してもらう方法で行うこととしました。

つきましては、誠に恐縮に存じますが趣旨をご賢察下さいまして、別添の委任状に必要事項をご記入、ご押印の上、同封の返信用封筒で7月20日迄に本組合宛ご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査内容については秘密を厳守いたします。

委任状

代理人 福岡県医師国民健康保険組合
住所 福岡市博多区博多駅南2丁目9番30号
福岡県メディカルセンタービル3階
氏名 理事長 竹 嶋 康 弘

私は、福岡県医師国民健康保険組合に提出（国民健康保険組合被保険者の市町村民税課税標準額調査）するため、上記の者を代理人と定め、平成16年度市町村民税の（課税・非課税）証明書1通の交付申請することを委任します。

なお、証明事項には下記の項を含むものとします。

記

- 1 課 税 標 準 額
- 2 控除対象配偶者
- 3 扶 養 親 族 数

平成16年 月 日

市(区)町村 長 殿

平成16年1月1日現在の
住民登録をしてある住所

氏 名



調査対象番号